「こどものえき」設置事業実施要綱

(目的)

第1 この事業は、子育て家庭が子どもを連れて安心して出かけやすい環境づくりを 進め、地域全体で子育てを支援する気運の醸成を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、「こどものえき」とは、秋田県内に所在する公共施設や店舗等で、日常的に不特定多数の者が利用し、かつ、次の(1)から(3)のいずれか二つ以上の設備が設置されており、原則として開館又は営業時間中は、希望する者が無料でその設備を利用できるものをいう。

ただし、遊興飲食させる店舗や風俗店、射幸心を煽る娯楽業に係る施設その他本事業の目的に照らし知事が適当でないと認める施設を除く。

(1) おむつ交換所

おむつ交換が容易にできるベビーベッド、折りたたみ式ベビーシート等の設備であること。

(2) ベビーキープ

トイレ内等で子どもが安全に座れる椅子であること。

(3) 授乳スペース

壁やパーテーション等で仕切られたスペースなど、利用者が外部の目を気にせずに授乳ができるものであること。

(「こどものえき」の認定)

- 第3 「こどものえき」の認定を受けようとする者は、認定申込書(認定様式第1号) を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申込みを受けたときは、内容を確認し、適当と認めるときは、これを認定するものとする。
- 3 認定された施設(以下「認定施設」という。)は、県のホームページ等に掲載するものとし、認定施設の代表者は、必要な情報や設備等の写真等を提供するものと する。

(「こどものえき」の運営管理)

- 第4 認定施設の代表者は、自己の責任において、「こどものえき」の運営管理に当たるものとし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 運営管理の責任者を置くこと。
- (2) 出入口をはじめ、認定施設の内外において、設備等の場所を案内するよう配慮すること。
- (3) 認定施設の利用に係る安全の確保について、十分に配慮すること。
- 2 運営管理の責任者は、安全管理及び衛生管理の観点から、次に掲げる事項に努めるものとする。
- (1) 換気、保温、清掃等、清潔で良好な状態の維持

- (2) 事故や盗難防止等の安全管理
- (3) 不審者の侵入等の防止
- 3 「こどものえき」の設備は、認定施設の代表者が自己の責任において、認定申込 書に記載された日時において提供するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合等は、運営管理の責任者の判断 で、「こどものえき」の設備を提供しないことができるものとする。

(標示)

- 第5 認定施設は、「こどものえき」であることを標示するステッカーを、利用者の 目につきやすい場所に設置するものとする。
- 2 ステッカーは、県が配付するものを使用するものとし、デザインの変更は認めないものとする。
- 3 ステッカーの掲示及び管理は、運営管理の責任者が行うものとする。

(変更・廃止の届出)

第6 認定施設の代表者は、認定された内容に変更が生じるとき又は廃止しようとするときは、あらかじめ「こどものえき」内容変更届(認定様式第2号)又は「こどものえき」廃止届(認定様式第3号)を知事に提出するものとする。

(認定施設を営む者の遵守事項)

- 第7 認定施設の代表者及び運営管理の責任者(以下「認定施設を営む者」という。) は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 認定を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (2)「こどものえき」の商標の使用は、認定施設に限ること。
 - (3) その他知事の指示に従うこと。

(認定の取り消し)

第8 知事は、認定施設を営む者又は認定施設が法令に違反したとき、その他認定施設として適当でなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができる。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成23年4月28日から施行する。

(一部改正)

この要綱は、平成23年7月20日から施行する。

(一部改正)

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。

(一部改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(一部改正)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(あて先) 秋田県知事

申込者 住所 名称 代表者職氏名

「こどものえき」認定申込書

次の施設について、「こ	こどものえき」	の認定を	と申込みま	す。	
フリガナ					
① 施設·店舗名					
② 所在地	₸				
③ 電話					
④ メールアドレス					
⑤ HPアドレス	http://				
⑥ 営業時間		時	分から	時	分まで
⑦ 定休日					
⑧ 業種区分	買い物	飲食	宿泊	遊び・学び	その他
⑨ 提供設備に○	内	容		設置場	,所
※3つのうち2つ以上	1 おむつろ	を換所			
設置が必須要件	2 ベビージ	トープ			
	3 授乳スペ	ペース			
※その他子育て家庭の	4				
ための設備がある場	5				
合は記載	6				
⑩ 利用者への					
コメント					
※ 上記の内容について	は、ホームペー	- ジ等で紹	介すること	もあります。	

① 運営管理の責任者 耳	職	氏名	
⑩ 認定ステッカー必要枚数	数		枚
ツ ⑩は 目が佐出したっこ	カ. ナ. 新1 仕 (何少!))	ナナのズ	リ亜比粉を <u>到す</u> してノギキい

※ ⑫は、県が作成したステッカーを配付(無料)しますので、必要枚数を記入してください。

【添付書類】

(1)	施設の場所を示す地図	□チェック欄
(2)	施設内の設備提供場所の見取り図	□チェック欄
(3)	設備の現況写真	□チェック欄

	御担当者名	所属
御担当者連絡先	電話	
	E-mail	

(あて先) 秋田県知事

届出者住所名称代表者職氏名

「こどものえき」内容変更届

次のとおり届け出ます。

	ус» с 40 / M () Д () / ()											
フリガナ												
認定施設•店舗名												
認定	官時の	所在	地	₹								
変	更	時	期	令和	年		月		日から			
変	更	理	由									
				変	更	前			変	更	後	
変	更	の内	容									
変	更《	の 内	容	変	更	前			変	更	後	

※必要に応じて、変更箇所の写真及び設置場所を示す資料を添付してください。

御担当者連絡先	御担当者名	所属
	電話	
	E-mail	

(あて先) 秋田県知事

届出者住所名称代表者職氏名

「こどものえき」廃止届

次のとおり届け出ます。

	フリ							
	官施設							
認知	官時の)所在	地	Ŧ				
廃	止	時	期	令和	年	月	日	
廃	止	理	由					

	御担当者名	所属
御担当者連絡先	電話	
	E-mail	